

ショートステイ いいの・ひかり苑 運営規程

令和 8年 10月 1日 (改定)

株式会社 アサヒゴーナイ

ショートステイ いいの・ひかり苑

(事業の目的)

第 1 条 株式会社アサヒゴーナイ（以下「事業者」という。）が運営するショートステイいいの・ひかり苑（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にあり、居宅における生活に一時的に支障が生じた高齢者（以下「利用者」という。）に対し、指定短期入所生活介護等を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービス及び介護予防サービスを提供することを目的とする。

(指定短期入所生活介護の運営の方針)

- 第 2 条 事業所は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立したに日常生活をその居宅において営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 指定短期入所生活介護等の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 指定短期入所生活介護等の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。
 - 4 前項のほか、「新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第22号）」その他の関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の運営の方針)

第 3 条 事業所は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立したに日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることをもって、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護の実施にあたっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、保険医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者ができることは要支援者が行うことを基本としたサービス提供に努める。
- 4 前項のほか、「新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第19号）」その他の関係法令等に定める内容を守り、事業を実施するものとする。

（指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護の一体的運営）

第 4 条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護のサービス提供は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

（事業所の名称等）

第 5 条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 ショートステイ いいの・ひかり苑
- (2) 事業所の所在地 村上市 飯野 二丁目 4番 13号

（従業者の資格）

第 6 条 事業所に勤務する従業員（以下「職員」という。）の資格は次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 社会福祉主事、社会福祉士、介護支援専門員、又は一定の業務経験を有する介護福祉士
- (2) 看護職員 看護師、准看護師
- (3) 機能訓練指導員 言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、理学療法士、作業療法士、看護職員
- (4) 介護職員 介護福祉士、訪問介護1級、ホームヘルパー2級、他
- (5) 栄養指導管理 栄養士

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第 7 条 事業者は管理者及び職員を次のとおり配置し、職務内容を次により定める。

- (1) 管理者 1人

管理者は事業所所属職員を指揮監督し、関係機関との連携を図り、設備や備品の衛生管理、併せて緊急時の対応を行うなど、適切に事業が遂行できるよう総括する。

- (2) 生活相談員 1人以上
 - ① 利用者の受入れに関する事。
 - ② 利用者の介護計画に沿ったサービスの提供に関する事。
- (3) 医師 1人以上（非常勤）
利用者を回診し、利用者の健康状態の把握に努め、適切な助言等を行う。
- (4) 看護職員 1人以上
 - ① 利用者の健康チェックに関する事。
 - ② 利用者の看護、保健及び衛生管理に関する事。
- (5) 介護職員 9人以上
 - ① 利用者の処遇計画における各種サービスの提供に関する事。
 - ② 利用者の介護、介助に関する事。
- (6) 機能訓練指導員 1人以上
利用者の処遇計画における機能回復に関する事。
- (7) 栄養士 1人以上
給食調理に関する栄養管理及び指導。
- (8) 調理員 1人以上
給食調理に関する事。
- (9) 運転員 2人以上（但し、他の職務と兼務）
 - ① 利用者の送迎に関する事。
 - ② 車両の維持管理に関する事。

（営業日及び営業時間）

第 8 条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から日曜日。（国民の祝祭日を含む）
- (2) 営 業 時 間 午前8時30分から午後5時30分。（利用者の受入、退所）
- (3) サービス提供時間 全 日

（実施単位及び利用定員）

第 9 条 実施単位及び利用定員は次のとおりとする。

- (1) 実施単位は従来型、単独型の1単位とする。
- (2) 利用定員は30名とする。

（（介護予防）短期入所生活介護の内容）

第 10 条 提供する短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護に関する事。
 - ① 食事の介護、 ②衣類着脱の介護、 ③入浴の介護
 - ④ 機能訓練に関する介護、 ⑤排泄の介護、 ⑥その他日常生活上の世話等

- (2) 送迎に関すること。
ワゴン車による送迎等
- (3) 相談、助言に関すること。
 - ① 健康管理による助言、相談に関すること
 - ② その他必要な助言等

(利用料及びその他の費用の額)

第 11 条 短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とする。

2 保険対象外の費用については次のとおりとする。

- (1) 居住費(滞在費)
 - ① 個室 1,600 円 (1日当り)
 - ② 2人室 1,150 円 (1日当り)
 - ③ 4人室 950 円 (1日当り)
- (2) 食 費
 - ① 朝食 420 円 (1回当り)
 - ② 昼食 700 円 (1回当り、含おやつ)
 - ③ 夕食 620 円 (1回当り)
- (3) 日用品費 200 円 (1日当り)
- (4) 洗濯費 実費 (対象衣類による)
- (5) 理容費 2,500 円 (1回当り)

3 前第1項から第2項に掲げる費用の支払を受ける場合には、利用者又は利用者の家族に対して事前に文書を用いて説明を行い、同意を得るものとする。

4 第1項及び第2項に掲げる費用の額を変更する場合は、あらかじめ利用者又は利用者の家族に対して文書により説明を行い、同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第 12 条 通常の送迎の実施地域は次のとおりとする。

村上市、関川村

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 13 条 サービス利用にあたり、利用者は次の事項に留意しなければならない。

- (1) サービス利用にあたり、担当職員の指示にしたがうこと。
- (2) サービス利用にあたり、指定の物品について持参すること。
- (3) サービス利用日に先立って行う健康チェックの結果により、サービスの提供を見合わせる場合があること。
- (4) サービス利用にあたり、持参した物品については、紛失しないよう、氏名を記載するなどして注意すること。

(緊急時の対応方法)

第 14 条 サービス利用中に利用者に体調、病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに契約書に添付されている診断書に記載の主治医に連絡し、適切な措置を行うこととする。主治医に対する連絡が困難である場合、又、主治医の記載のない場合には、事業所の契約している医師に連絡するとともに、協力病院に連絡を取り、緊急搬送などの措置を講じること。

(非常災害対策)

第 15 条 管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全について万全を期さなければならない。

2 前項の実施について、年2回以上の非常訓練を実施することとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 16 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じることとする。

(業務継続計画の策定)

第 17 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため非常時の体制で早期の業務再開を図る計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練をそれぞれ定期的の実施しなければならない。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 18 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備、食材及び飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。また、医薬品及び医療用具の管理についても、適正な管理を行わなければならない。

2 事業所は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、以下の措置を講じなければならない。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練をそれぞれ定期的の実施する。

(事故発生時の対応)

- 第 19 条 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事業所は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じなければならない。

(カスタマーハラスメントへの対応)

- 第 20 条 事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切なサービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。
- 2 前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。
ただし、これらに限られるものではない。
- (1) 暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言
- (2) 業務の範囲を超える過度又は不当な要求
- (3) 合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望
- (4) その他、職員の就業環境を著しく害する行為
- 3 事業所は職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて関係機関等と連携しながら対応するものとする。
- 4 カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪意であると認められる場合には、サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行うことがある。

(その他運営にあたっての重要事項)

- 第 21 条 事業実施にあたっては、社会的使命を十分に認識し、職員の資質の向上を図るため、研究・研修の機会を設け、適切なサービスの提供が行えるよう、又、職員の勤務体制についても整備することとする。
- 2 職員はその業務上知り得た秘密を漏洩してはならない、又、職員としての雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該職員の知り得た秘密の保持を行うこととする。
- 3 管理者は、提供した短期入所生活介護サービスについて利用者から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じることとする。
- 4 事業所は、利用者に対する短期入所生活介護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- 附則 (1) この規程は平成18年4月1日から施行する。
- (2) この規程は平成24年4月1日第9条居住費の個室を1300円に、2人室を900円に改定。
- (3) この規程は平成24年9月1日、①第4条(1)に社会福祉士を追加、②第10条の(通常の事業の実施地域)を(通常の送迎の実施地域)に、市町村合併に合わせ関川村を追加。
- (4) この規程は平成26年4月1日、消費税増税対応で①第9条2(2)①朝食380→390円、②昼食500→615円、③夕食500円→515円入力改定
- (5) この規程は平成28年9月8日に第9条1項の利用者負担額を1割又は2割に改定、2項の居住費の①個室を1,500に、②2人室を1,100円に、③4人室の900円に改定、第14条に4項の記録の5年間保存を追加。
- (6) この規程は平成29年10月1日第9条2(2)①朝食390→400円に、②昼食615→680円に、③夕食515→600円に、日用品費100→130円に改定。
- (7) この規程は令和元年10月1日第9条2(3)日用品費を130→150円に改定。
- (8) 令和3年4月1日、第14条虐待防止に関する事項に改定、第15条を追加。
- (9) この規程は令和5年5月1日第9条2(1)①個室1500→1600円、②2人室1100→1150円、③4人室900→950円に、(2)①朝食400→420円、②昼食680→700円、③夕食600→620円に、(3)日用品費150→200円に改定
- (10) この規程は令和8年10月1日規定名称を「ショートステイ いいの・ひかり苑 運営規定」に改定。
- (11) この規程は令和8年10月1日から施行する。
- 第1条、第2条、第3条、第6条、第7条 県の記載例を参考に条文の見直し。
- 第2条 運営の方針を第2条(短期入所生活介護)第3条(介護予防短期入所生活介護)に分けて記載。
- 第3条～第14条を第5条～第16条へ繰り下げ。
- 第4条に同一事業所においての一体的運営を追記改定。
- 第6条 生活相談員の資格に介護支援専門員、介護福祉士を追加改定。
- 第7条 管理者1人以上→1人に改定。
- 第11条 第3項の一部、第4項を追記。
- 第17条 業務継続計画の策定、第18条 衛生管理等、第19条 事故発生時の対応、
- 第20条 カスタマーハラスメントへの対応を追記。
- 第21条 その他運営にあたっての重要事項を第15条から第21条へ繰り下げ。